

古代の大坂湾岸・淡路島の海人の生業と習俗

—『古事記』の「槁根津日子」伝承を素材にして—

坂江渉

はじめに

本稿の課題は、『古事記』中巻の倭直の始祖、槁根津日子の伝承を素材にして、古代の大坂湾岸・淡路島の海人の生業と習俗の実態解明に迫ることにある。倭直については、七世紀後半以降、倭連・大倭忌寸・大養徳宿祢など、氏姓表記の変遷がみられる。以下、便宜上、倭直と表記する。

これらを総合的に検討する必要があるが、当該地の海人の生業・習俗の究明をめざす本稿では、おもに『記』の伝承に焦点をしぼる。なぜならここには、右の史料群と比べ、海人の生業・習俗のあり方を復元し得る伝承断片が、凝縮されていると考えるからである。『紀』の三つの始祖伝承の相互解釈については、近年の古市晃氏の研究成果を参考したい^①。

る海人の生業・習俗のほか、より広く生活レベルのそれに対しても眼を向けることにする。

なお倭直の始祖伝承については、本稿で扱う『古事記』の槁根津日子のほか、『日本書紀』において、「珍彦（稚根津彦）」「市磯長尾市」「吾子籠」など、基本的に三つの史料群が存在する（以下、それぞれの書を『記』と『紀』と略す）。

古代の海人（海部）というと、日本列島沿岸部の要地を拠点にして、供御用の清浄水や水産資源（魚介類・塩）の調達・貢納にあたるとともに、すぐれた舟運力と軍事力をもつて、王権の対外交通や海上運輸の任に組織・編成された集団のことをさす。本稿では、そうした王権への奉仕に関わ

一、倭直について

(1) 明石海峡付近に拠点をおく海人系一族

倭直は、「倭」の地名を含む氏族名、大和国造の地位や「大和坐大国魂神社」（山辺郡の名神大社）を奉斎していたこと、あるいは供御料田である「倭屯田」の管掌をめぐる氏族伝承などが残ることから、これまで大和の内陸部出身の伝統的豪族とみる見解があつた^②。しかし前述の古市氏や井上勝博氏の研究により、その前身集団の出自は、

大阪湾岸、なかでも播磨国の明石海峡付近に拠点をおき、そこから対岸の淡路島や紀伊水道沿岸部に点在する海部を統率した、海人系一族とみるのが有力になりつつある。

『続日本紀』以降の国史の実録的史料には、倭直に関わり、「摂津国菟原郡人、正八位下倉人水守等十八人、賜姓大和連」。播磨国明石郡人、外従八位下海直溝長等十九人、大和赤石連」（『続日本紀』神護景雲三年（七六九）六月癸卯条）や、「阿波国名方郡人、従八位上海直豊宗、外少初位下海直千常等同族七人賜姓大和連」（『日本三代

実録』貞觀六年（八六四）四月二三日戊寅条）などの記事を見いだせる。

これをみると大阪湾岸諸国や阿波国などでは、律令制下の八、九世紀において、改氏姓を通じて、倭直と同族関係を結ぶ海人系氏族がいたことが分かる。その前提には、律令制以前からこれらの海部に対し、倭直氏の影響力が及んでいた事実があつたとみられる。それを傍証する史料は、『紀』の履中天皇即位前紀の、イザホワケ（後の履中天皇）の弟、住吉仲皇子の叛乱伝承である。

それによると叛乱に加担したのは、住吉仲皇子と交誼を結ぶ倭直吾子籠、阿曇連浜子に率いられた淡路野島海人らであつた。ここに登場する人物や集団名のなかに、住吉・阿曇・淡路野島など、いざれも大阪湾岸の地名が含まれる点が注目される。これらの地名を帯びる勢力は、海上交通を通じて相互に結びついていたと推測される。

結局、乱は鎮圧され、住吉仲皇子は近習の隼人によつて殺害される。途中で寝返つた吾子籠は死罪を免れ、その代わり妹の「日之媛」を采女として献上することになる。また捕らえられた浜子に

は墨刑が科せられ、野島海人に対しては、「倭の蔣代屯倉」での使役の処罰が下されたという。

この話はあくまで伝承史料である。しかし前掲の国史の実録的史料の内容と関連付けてみると、この伝承は、倭直と大阪湾岸や淡路島の海人集団とのつながりが、相当古い時代に遡ることをあらわす。かつて岡田精司氏はこれらにもとづき、六世紀代の国造から貢上される「舎人」の制が確立する以前、大阪湾岸の海人が、大王や王族に近侍する武力集団の中核を担い、そのうち倭直の前身の一族は、そうした海人の軍事力を率いる指揮官的な役割をはたしていたと推定した。^④

この見解は今も継承されるべき捉え方であろう。

倭直はおそらく五世紀代から、難波の住吉の王族とつながるとともに、大阪湾岸や淡路・阿波に点在する海部らを軍事的に統率する氏族だつたと理解されよう。

(2) 奈良盆地とのつながり

とすれば、倭屯田の管掌や大和国造の地位など、倭直は何を契機にして、奈良盆地とのつながりを

有することになったのか。その直接のきっかけは、前述の住吉仲皇子の叛乱に加担して処罰を受け（贖罪）、王権への従属が深まつたことが大きい。

この点を明確にしたのは古市晃氏である。古市氏は、右の住吉仲皇子の伝承は、叛乱が失敗し、それに加担した諸勢力（倭直・阿曇連・野島海人）が、一斉に処断された結果こそが重要だと説く。

なかでも野島海人が使役されたという「蔣代屯倉」は、蔣代こもしろという特定地名のミヤケをさすのではなかつた。叛逆の代償として動員された、大和国内の拠点というほどの意味だという。しかもそれは倭直が管掌する倭屯田と一対の関係をなし、野島海人はそこでの使役にあてられたとみる。

一方、この処置は倭直にとつても、王権中枢部への服属の証としての意味をもつた。結局、彼ら自身も、その配下の野島海人、および若倭部（とくに出雲国のそれ）らとともに、倭屯田の開発・整備に従事することになった。また大和大国魂神社の神職と大和国造の地位の正統性の根拠も、倭屯田の管掌者に従事することにより担保されていたと指摘している。

「コモシロ」を、上位者に対する下位者の服属

を示す言葉とみる古市説は興味深いものであり、

筆者もこの見解に賛同したい。倭直が奈良盆地に根拠地を移すことになったのは、自らが加担した住吉仲皇子の叛乱が失敗に終わり、その結果、王

権中枢部への服属が強まり、倭屯田の管掌者としての地位が固まつた点に求められるであろう。

しかしこれにより倭直は完全に没落し、大阪湾岸や淡路・阿波の海人との海上交通ネットワークを失つたわけではなかつた。

この点は前述のように、律令制下の八、九世紀の摂津・播磨・阿波などにおいて、改氏姓を通して、倭直と同族関係を結ぶ海部らがいたことからも明らかである。

また同じく海部が多く居住した淡路国の大和大国魂神社（三原郡の名神大社）、阿波国の倭大国玉神大国敷神社二座（美馬郡の式内小社）など、倭直が奉斎する大和坐大国魂神社と同名の式内社が、両国にあることも留意される。

両社とも大和大国魂神社の「国魂」（国玉）を勧請して創建された神社で、その祭祀のあり方を

差配したのは、倭直の一族であつたと考えられる。

このうち淡路国の三原郡の大和大国魂神社の勧請は、王権による「淡路屯倉」（淡道之屯家）の設置（『紀』仲哀天皇二年一月即月条、『記』仲哀天皇段）と、不可分の関係にあつたらしい。^⑤

一方、阿波国の美馬郡には、淡路のイザナギ・イザナミ信仰に関わる、伊射奈美神社と天椅立神社という式内社もあつた。^⑥つまり大阪湾岸や淡路・阿波両国には、六世紀以降も倭直と海人集団の影響力が及び、その痕跡をいくつかの神社名として見いだせた。

このように五世紀後半のある時期、明石海峡付近を拠点していた倭直は、王権中枢部への服属の証として、大和地域の倭屯田との関わりを強いたられた。しかしその後、六世紀以降も、大阪湾岸の海人集団や海上交通との結びつきを保持していた。倭直について、このような見通しを述べ、つぎに『記』で唯一の始祖としてあらわれる、槁根津日子の伝承に眼を向けてみよう。

二、『古事記』の槁根津日子の伝承

(1) 「カムヤマトイハレビコ」の東征の段

槁根津日子をめぐる話は、『記』中巻の冒頭、いわゆる「カムヤマトイハレビコ」（後の神武天皇。以下、イハレビコと略す）の東征説話のなかに登場する。天皇による国土支配の起源を説く一連の話にみえるわけだから、槁根津日子を実在する人物としては捉えられない。あくまで伝説上的人物である。この点をおさえたうえで、関連する箇所を紹介すれば、以下のとおりである（史料中の訓読み指示の箇所は省略する）。

神倭伊波礼毗古命与其伊呂兄五瀬命二柱、坐高千穂宮而議云、坐何地二者、平聞看天下之政。猶思東行。即自日向發、幸行筑紫。故、到豊国宇沙之時、其土人名字沙都比古、宇沙都比売二人、作足一騰宮而、獻大御饗。自其地遷移而、於竺紫之岡田宮一年坐。亦從其国上幸而、於阿岐国之多祁理宮七年坐。亦從其国遷上

幸而、於吉備之高嶋宮八年坐。故從其国上幸之時、乘龜甲為釣乍、打羽舉來人、遇于速吸門。爾喚歸、問之、汝者誰也。答曰、僕者國神。又問、汝者知海道乎。答曰、能知。又問、從而仕奉乎。答曰、仕奉。故爾指渡槁機、引入其御船、即賜名号。槁根津日子。（此者倭國造等之祖）。

これによると、日向の高千穂宮で「東征」を決意したイハレビコと兄の五瀬命は、豊前・筑紫・安芸・吉備などの王宮での逗留を経て、舟で「速吸門」を通過しようとした。その時、亀（ウミガメ）の背中に乗り、釣りをして、「打ち羽」を挙つて近づく人に遭遇した。それが倭國造らの祖、すなわち倭直の始祖の槁根津日子であった。

彼は国つ神を名乗り、速吸門の水先案内に仕えることを誓う。渡された「槁機」で一行の舟に引き入れられ、それにより槁根津日子という名を賜つたと記されている。^⑦ 速吸門を現在の明石海峡とみるのが有力であるが、倭直に関連する文献史料の残り方からみて、筆者もその説を支持したい。

(2) 『紀』の「珍彦（椎根津彦）」伝承との異同

一方、『紀』の神武天皇即位前紀甲寅年一〇月辛酉条にも、これと似通つた珍彦の話がある。槁根津日子の話と異なる点は、第一に、水先案内人（海導者）を引き受けた珍彦に対し、イハレビコは「椎檣の末」を授けて舟に引き入れた。それにより椎根津彦の名を与えられたとされる点、第二に、珍彦の説話では、ウミガメや「打ち羽」に関する叙述がみられないこと、第三に、珍彦は一行の大和入り後の戦闘場面にも登場し、丹生川での呪術・祭祀の成功や、土着勢力との戦いでの奏功など（『紀』神武天皇即位前紀戊午年九月戊辰条、同年一月己巳条）、いくつかの功績をあげる姿が描かれている点である。

(3) 神祭りでの口頭伝承

このようにみるにしても、槁根津日子の話が史実ではなく、創作された伝承である点に変わりはない。ただしそれは『記』の編者による、まったくの机上の作り話ではなかつた。もともとは倭直が明石海峡付近に拠点をおく時代、一族の間で語り継がれていた口承の一部が、『記』のなかに取り込まれたとみるべきである。

いくつかの拙稿で述べたように、古代の神話や伝承は、それぞれの地域や集団の祭祀と密接不可分の関係にあつた^⑧。海辺でも農村でも、定期的に

それに比べて『記』の伝承は単純明快で、槁根津日子の登場箇所は、速吸門の場面の一回限りである。また水先案内の恩賞として与えられたものは、官職ではなく名前であつた。

開かれる祭祀の時、神話や伝承は、その場を一時的につかさどる祭主一族から、祭りの参加者に対し口頭で語られていた。そこでは、来臨する守護神（始祖とは区別される自然神としてのそれ）の来歴や系譜、さまざまの神事・儀礼や地名の由来、特定の呪具が祭儀で使われる縁起、そして一族の始祖の伝承も説かれていた。

槁根津日子の話も、そうした口承の一つとして、祭りの参集者に向け、倭直の族長が語っていたとみられる。その分量は相当長かつたはずである。

そのなかから、王権の舟への水先案内という、海人の始祖としての功績と、その奉仕由来譚のみが抽出され、一定の潤色を経て、『記』の文字資料として収められたと考えられる。

(4) 水先案内と「名を賜る」ことの意味

こうしてみると、速吸門と呼ばれるような、潮流が速く、水路が複雑な危険海域では、王権の舟の水先案内人を務めることも、海人の重要な任務の一つだつたことが分かる。当時の海人が、王権の海上交通の任に仕える際には、潮流・地形・水路・

風向きのあり方など、海の難所をめぐる諸情報をあらかじめ熟知しておく必要があった。倭直の一族は、とくに明石海峡のそれに秀でていた。だからこそ、右のような始祖伝承が作られた。イハレビコ一行への奉仕譚は虚構であるにせよ、実際、彼らがここで王権の舟の水先案内人を務める機会は、何度もあつたのではないか。

九世紀前半に撰上された『新撰姓氏録』の大和国神別の大和宿祢条には、前述の『紀』の珍彦（椎根津彦）について、その別名を「神知津彦命」というと記されている。^⑨ この名称も速吸門をめぐる海域情報を、「神のように知り尽くしていた」ことを含意するのであろう。つまり水先案内人を務めるための知識や能力は、王権の海上交通の任に編成される海人たちにとり、その生業を支える不可欠な要件の一つであつた。

また『記』において、槁根津日子の名は、水先案内人を引き受け、サヲで舟上に引き込まれたことにより、恩賞として初めて賜つたように記されている。しかしこれは後付けの話であつて、槁根津日子の名称は、本来倭直の側で作られ、その後、

神祭りにおいて、繰り返し語られていた始祖名だつたとみられる。ただし名称の起源はそうであれ、王権から名を授かる話は、一族の社会的地位を保証する役割をはたす。したがつてこれは、祭祀の場でとくに強調して説かれていたのであろう。

『記』の伝承史料と、その本来の口承資料との関係をこのように捉え、つぎにその中身にもとづき、当該地の海人の生業・習俗の特質をさらに探つてみる。その際、光りをあてるのは、『紀』にみられない「打ち羽」とウミガメをめぐる伝承、および槁根津日子という始祖名についてである。章を改めて検討してみよう。

三、大阪湾岸・淡路島の海人の生業と習俗

(1) 「打ち羽挙り来る」

伝承のなかでまず注意したいのは、「打ち羽挙り来る」という、槁根津日子が現れた時の所作に關する部分である。これについて、本居宣長の『古事記伝』(一七九八年完成)の注釈以来、鳥の羽を振るように、左右の袖を振り挙げて、イハレ

ビコを奉迎するさまなどと解されてきた。宣長はそのなかで、「此処は鳥の羽振如く、左右袖を挙^{マツキ}て打振つゝ来るなり、然為る故は、大御舟を慕^{シタヒ}て招奉するなるべし」(十八之巻)と記している。新潮日本古典集成『古事記』の校注者、西宮一民氏もこの見方を踏襲している⁽¹¹⁾。

しかし打ち羽の「打ち」は、羽にかかる接頭語である(『日本国語大辞典』二二)。したがつて打ち羽とは、鳥の羽のことをさす。「打ち羽挙り来る」は、鳥のように羽をばたかせながら近寄つて来たの意味となる。そうするとこれは、歓迎(奉迎)のため、左右の袖やヒレを振るさまではなく、文字通り、鳥が羽ばたいて飛ぶような勢いと速さで近づいて来たと理解すべきではないか。槁根津日子はこの時、ウミガメの背に乗つていたというから、なおさらこれは、躍动感やスピード感を際立たせる表現といえる。ここではウミガメの背に乗る槁根津日子が、事實上、鳥に見立てられているのであろう。

この鳥の描写との関連で注目されるのは、明石海峡付近の海人が操る舟の船脚がとくに速く、彼

らの間では、そうした舟を鳥に見立てる考え方があつたと思われる点である。これを明確に示す史料は、つぎの『播磨国風土記』明石郡条の逸文（『糺日本紀』八）の「速鳥」の伝承である（日本古典文学大系『風土記』を参照）。

播磨国風土記曰、明石駅家。駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井上。朝日蔭_二淡路嶋_一、夕日蔭_二大倭嶋根_一。仍伐_二其楠_一造_レ舟。其迅如_レ飛、一楫去_二越七浪_一。仍号_二速鳥_一。於_レ是、朝夕乘_二此舟_一、為_レ供_二御食_一、汲_二此井水_一。一旦、不_レ堪_二御食之時_一。故作_レ歌而止。唱曰、「住吉之 大倉向而 飛者許曾 速鳥云目 何速鳥」。

伝承の舞台は、まさに倭直の本来の根拠地、古代の速吸門に臨む明石の駅家付近である。それによると、駅家の「駒手の御井」の側には、仁徳天皇の時代、淡路島や本州をその蔭で覆い隠す、巨大な楠が生えていた。これを伐つて舟を造った。するとその速さは、まるで鳥が飛ぶようであり、

一楫で七つの浪を越えた。だから速鳥と名づけた。朝夕この舟に乗つて、供御用の井水を運んでいたが、ある朝、間に合わなかつた。そこで歌を作つて停止した。その歌の内容は、「住吉の大倉に向かつて飛んでこそ、速鳥と呼べるのに、どうして速鳥」などと書かれている。

明石駅の厳密な比定地は不明だが、この付近の干潟状のミナト、明石浦の近くだつたと推測される。そこからは供御の水が、鳥が飛ぶような高速の舟、速鳥号によつて朝夕届けられたという。

ここにはその運輸・貢納主体は明記されていな_い。しかしそれは明石浦を根拠地とする海人集団であつたと想定される。末尾の歌に眼をやると、供御の水は、難波の住吉の大倉（上町台地か）に運ばれていたかのようにみえる。これに着目すれば、その中核をなす集団は、『紀』の履中天皇即位前紀において、住吉仲皇子と交誼を結んでいたという、倭直そのものであつた可能性もあろう。

いざれにせよ大阪湾岸の明石浦に拠る海人集団は、律令制より前の時代、供御用の井水を舟で運輸・貢納する任に編成されていた。その際、彼ら

の生業の売り物は、鳥が飛ぶようなスピードで舟を操り、供御物を迅速に運び入れることであった。

つまり当地の海人にとつて、鳥は船脚の速さを象徴する生き物であつた。このような生業の実態と認識があつたからこそ、速鳥と呼ばれる舟の話が作られた。⁽¹²⁾また槁根津日子の「打ち羽挙り来る」⁽¹³⁾という伝承にもつながつたと思われる。

このように本稿では、槁根津日子の所作をめぐる伝承を、鳥が羽を振つて、飛ぶような勢いと速さで近寄つて来たという意味に解釈したい。その前提条件には、この地域の海人の生業や技術力の卓越性があつた。

その一つは、彼らの操る船の速さが、他者と比較して優れていた事実である。もう一つは、水先案内の功で名を賜る話が示すように、槁根津日子を始祖にいだく集団が、潮流が速く、水路が複雑な海の難所、すなわち明石海峡などの海域情報に通曉していたことである。ここに住まう海人の生業のあり方と、それを支える前提条件を、このよううに把握しておきたい。

なお弥生時代から古墳時代の土器や埴輪などの

絵画資料には、船首に鳥が描かれた舟や、漕ぎ手が鳥装している事例がみられる。⁽¹⁴⁾これにより、「打ち羽」の叙述には、漕ぎ手が実際に鳥装して乗船する習俗が反映されているとみる説がある。⁽¹⁵⁾

たしかに鳥取県米子市淀江町稻吉の「角田遺跡」⁽¹⁶⁾で出土した壺型土器（紀元前一世紀頃）頸部のヘラ描きの絵画資料には、ゴンドラ状の舟の漕ぎ手が、頭部に「羽毛飾り」をつけたような姿で描かれている（次頁の図①参照）。当地の海人の習俗を考えるうえでも、興味深い資料である。しかし角田遺跡の出土資料は、時代も地域もまったく異なるものであり、これについては今後の検討課題にしたい。

（2）海人にとっての「棹」

伝承において、つぎに留意したいのは、槁根津日子という名である。ここに含まれる「日子」は男子の美称であり、「津」は格助詞である。また根という語句は、「天津日子根命」「味耜高彦根神」「剣根命」など、当時の神名や人名に付されることが多い。西宮一民氏によると、根は根元に由来

説明する。たしかにサヲは土地に立てるものでもあつた。

これによると槁根津日子の名は、結局、「サヲの男子」「サヲをもつ立派な男性」という意味になろう。とすれば当時のサヲが、海人の生業において、どのような役割を担うものであつたかが問題になる。これに関連して、サヲと同じ形状の杖、串、櫛などをめぐる諸伝承に着目した三品彰英氏は、「棹」について、水路を導く職能を象徴する、聖なる道具だと理解した。そこから槁根津日子を、「水の呪儀者」¹⁷として位置づけた。

三品氏がいうように、杖や串、梯・椅・箸・嘴・柱など棒状のものは、古代では神の依り代や神聖な道具と見なされていた¹⁸。したがつて海人の祭祀において、サヲが呪具として用いられる場合もあつたかと思われる。しかしその一方でサヲは、つぎに示すように、古代の海人の生業と労働と密接不可分の道具であつたことを看過できない。

①舟の前進や転換に用いる道具

第一に、サヲは水底に突き刺して舟を進めたり、転回させるための、海人や操船者たちの生業を代

し、親愛をあらわす接尾語だという¹⁶。『時代別国語辞典 上代編』(三省堂、一九六七年)は、根は「接尾語として、名詞に直接、あるいはガを介してつく」(同、五五七頁)といい、しばしば生えているモノ、地に立つモノの名詞に接続すると



▲図①「鳥装」の漕ぎ手の絵画資料（註(15)の報告書より）

表する船具であつた。

『万葉集』には、「四方の国より奉る 御調の
船は堀江より 水脈引きしつつ 朝凧に 梶引き
上ぼり 夕潮に 棒刺し下り・」（巻二〇一四三
六〇）、「夏の夜は 道たづたづし 船に乗り 川
の瀬ごとに 棒刺し上ぼれ」（巻一八一四〇六二）
などと詠まれている（新日本古典文学大系『萬葉
集』による。以下も同じ）。

これによると、サヲは海の浅瀬（干潟）や河瀬
などで、海人や操船者が船上から刺して、舟を慎
重に前進させたり、あるいは砂州などに突き立て、
舟の方向転換などに用いられていた。槁根津日子
という始祖名には、こうしたサヲを巧みに操る男
という意味が込められているのであろう。

②舟の係留や舫い道具としてのサヲ

第二に、サヲは干潟状のミナトで舟を停泊させ
る際、舟と舟とを綱でつなぎ留める時、その支柱
(舫い杭)として用いられるケースがあつた。

平安末期の西行の『山家集』（岩波文庫『西行
全歌集』による。以下も同じ）は、旅先の民衆の
姿が歌に詠まれていて有名である。上巻の

二二〇の歌には、「舟据えし 湿の蘆間 棒立て
て 心ゆくらん 五月雨の頃」とある。ここでは
「舟据え」と「棒立て」がセットで歌われている。
また『万葉集』には、サヲではなく、水底に振
り刺し立てる「犠柯」のことが歌われている。
「舟泊てて 犠柯振り立てて 墬りせむ 名子江
の浜辺 過ぎかてぬかも」（巻七一一九〇）、「大
船に 犠柯振り立てて 浜清き 麻里布の浦に
宿りかせまし」（巻一五三六三二）などがそれで
ある。いざれも停泊に際する歌なので、犠柯は、
舫い用のサヲや杭と同じ役割を担う道具であつた。⁽¹⁹⁾

さらに『播磨国風土記』の賀古郡条の、賀毛郡
の山直らの始祖の息長命が、景行天皇と印南別嬪
との婚姻媒介で活躍する説話では、舟の係留に用
いる「樞」というものが登場する。そのなかで息
長命（別名は棟杪伊志治）は、「南毗都麻島」の
近くで、両者の舟を係留させた功により、「大中
伊志治」という名を賜つたとある。この話も始祖
の功績に対し、大王から名を賜る伝承の一類型を
なす。

このうち舟の係留のシーンについて、日本古典

文学大系の『風土記』は、「^{もやいしてわたす}同編合而渡」と校訂している。ところが三条西家のカラーバン影印の『古事記(道果本) 播磨国風土記』(八木書店、二〇一六年) の当該条をみると、「度」の箇所は、木偏と「屈」を旁とする、「樞」の字が書かれている。²⁰⁾

『大漢和辞典』によると、これは「クツ」と訓み、木の切り株を意味する。つまりこの字は、サヲや杭と同じ意味として使われているのではない。この箇所は全体として、「もやいしてサヲ立てる」などと読める可能性が高い。いずれにせよ棒状の木の切り株は、舫い杭として用いられ、それを突き立てるのは操船者の長、『風土記』の本条では、棟柵の伊志治の役割であつた。

息長命を始祖にいだく賀毛郡の山直は、海人ではなく、播磨東部の山部を統率する伴造氏族であつた。²¹⁾しかしこの史料は、山直や山部が海や水にも関わりをもつたこと、すなわち杣山などから伐り出した材木を、さらに加古川水系を通じて、その河口部のミナトに向け、「川下し」する役割までも担つていたことを示唆するのではないか。

③ 「棹立て」の習俗

第三に、サヲは浜辺の土地や、浅瀬・干潟の境界標示、水路の目印としても使用された。いわゆる棹立ての習俗である。これについては中世史家の保立道久氏の研究成果に詳しい。²²⁾

保立氏によると、中世荘園の「四至」標示のうち、とくに海辺の場合、「東限_二海棹立」「東限_二久布地并棹立」などの用例のほか、前述の「曳珂」に関連して、「西限_二加_レ海加志立」などの例を見いだせるという。その古い事例は、倭直の本来の根拠地の明石浦や速吸門にも近い、播磨国の明石・賀古両郡に所在した「魚次浜」「阿閉津浜」の所領(住吉大社領)のケースだと指摘した。

『住吉大社神代記』をみると、たとえば明石郡の魚次浜について「南限_二海棹及際」、賀古郡の阿閉津浜について「南限_二海棹及_二」などと記されている。²³⁾同書は九世紀後半以降の成立とされるから、海人の活躍した時代にも、こうした習俗があつた見込みは高い。

このように槁棹根津日子の名の根幹をなすサヲは、古代から中世の海人・漁民らの間で、自らの

生業や生活、とりわけ彼らの拠点というべき、干潟状のミナトでの生業・生活を成り立たせる重要な道具として使われていた。またそれに関わる独特の習俗がみられた。このうち棹立てや舫い杭の

習俗は、干潟やラグーンにおける水路の標示手段、「澪つくし」⁽²⁵⁾（水脈つ串）の慣習につながるのである。

④網漁具として用いられるサヲ

第四に、サヲは海人たちの生計を支え、場合によつて、供御物として貢納すべき魚介類を捕獲するための、網漁具の一部としても用いられた。前述の『山家集』のなかには、西行が備前国を訪ねた際に見聞きした、つぎのような叙述と歌がある。

備前国に、小島と申す島に渡りたりけるに、
醤蝦あみと申す物採る所は、「おののおの、われわれ」と占めて、長き竿に袋を付けて、立てわたすなり。その竿の立て始めをば、一の竿とぞ名付けたる。なかに年高き海士人の立て初むるなり。立つるとて申すなる言葉、聞き侍しこそ、涙こぼれて、申すばかりなく、覚えて

よみける。「立て初むる 醬蝦採る浦の初竿
は 罪の中にも すぐれたるかな」（下巻）
三七二）。

ここでの「竿」（サヲ）の使われ方も、右にみた棹立ての習俗の一つといえる。だがそれは漁の道具だつた点に大きな特徴がある。平安時代末期の備前国の児島郡付近の「海土人」の間では、二本の長いサヲを干潟に立て、そこに袋状の網を挟み、潮の干満落差（激しい潮流）を利用して、エビに似た甲殻類の醤蝦や小魚を獲る「刺し網」の漁法があつた。これは戦後のある時期まで、児島湾内の漁法として存続し、「檍木網」漁と呼ばれていたらしい。

右の史料には、年長の海士が、まず「一の竿」（初竿）を立て、その合図のもと、各自が漁を始めていく様子が描かれている。前掲の保立氏は、これを共同体的な漁場儀礼であるといい、サヲは「漁民にとつて最も本来的で身近な、水に取組む用具であった」⁽²⁷⁾と記す。この指摘は古代の海人のケースにもあてはまるだろう。ただし右のように

サヲを用いる漁法が、古代の大阪湾岸や明石海峡付近でおこなわれていたとは限らない。

しかし考古学の立場から、明石海峡より紀淡海峡までの大阪湾岸の漁法の変遷を論じた久保和士氏によると、ここでは縄文時代から弥生時代中期まで、さまざまな漁法があつたが、弥生時代後期以降、網漁法が主導的になつたと指摘する。久保氏は、古代の大阪湾漁業の大きな特徴が、湾内資源の獲得のための先進的な網漁法の発達した点に求められるという。そして網漁法の中身について、出土遺物のなかに、沈子網径の太い筒型の「管状土錘」と、やや軽量の「瀬戸内型土錘」がみられることから、前者は「曳き網」漁に、後者は「刺し網」漁に用いられたと推定している。⁽²⁸⁾

考古学的に「刺し網」漁の存在を想定する本説にしたがうと、『山家集』にみえるサヲの漁法が、大阪湾岸の干潟でおこなわれていたとしても不思議はないであろう。

このように槁根津日子の名にこだわって、古代のサヲが、海人や操船者たちの労働・生業と、いかに密接に関わる道具であることを述べてきた。

保立氏が説くように、サヲは海人や漁民たちの身近な道具の一つであった。それは干潟での日常的な暮らいや、王権への奉仕の任に動員される際、多様な形で用いられていた。槁根津日子という始祖名は、サヲを巧みに使いこなす明石海峡付近の海人の姿、なかでもその族長クラスの姿を象徴的にあらわす名であつた。倭直にとつてこの名は、そうした始祖のあり方を引き継ぐ一族であること自負する意味をもつていたのであろう。

(3) 「寄り物」(寄り神)としてウミガメ

伝承において最後に注目したいのは、槁根津日子が「亀の甲^セ」に乗つて現れたという箇所である。いわば「浦島太郎」のような描かれ方である。ただしNPO法人日本ウミガメ協会の関係者によると、ウミガメは人間が跨いで乗ろうとすると、嫌がつて海のなかに沈むことである。したがつてこの話も基本的に作り話である。

しかし『紀』の珍彦は、単に艇に乗り登場したと書かれるだけである。それと比較して、『記』の槁根津日子の話からは、明石海峡付近の海人が、

よほどウミガメと親しい間柄だつた事実を読み取れる。問題はその接し方がどのようなものであつたかである。

この点を探るにあたり、まず指摘したい点は、大阪湾岸の西摂津から明石海峡、淡路島にかけての各地の浜辺には、瀬戸内海の内海部であるにもかかわらず、ウミガメと人間との付き合いの深さを示す痕跡を多数見いだせることである。なかでも明石浦の比定地西側の人工海浜（林崎・松江・藤江・八木・江井ヶ島など）、および淡路島の成ヶ島（洲本市由良）の砂嘴などには、今でも頻繁にアカウミガメが上陸・産卵している。⁽²⁹⁾

それ以外の大阪湾岸でも、戦前期建立の「亀塚」「亀神社」の存在や、明治二三年（一八八九）に完成した『兵庫県漁業慣行録』鹹水之部にみえる「祭祀禁忌」の記述などから、かつてウミガメの上陸・産卵や死骸の漂着が、しばしばあつた事実をうかがえる。これらの諸資料にもとづき結論的にいふと、当地のウミガメは、「寄り物」の一つとして扱われていた。

①寄り物を神聖視する

寄り物の習俗とは、まず第一に、海辺の人びとが、潮流・沿岸流・季節風によつて浜辺に打ち寄せられる流木・材木・小石・難破船の残骸、海の生き物の漂着死骸、あるいは季節的に寄り来る魚などを、「海の神の贈り物」「神の化身」として神圣視し、丁重に拾い上げる、または迎え入れる、

場合によつてそれを信仰対象にする慣習である（『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、一〇〇〇年）。

したがつてこれを「寄り神」という土地もあつた。このうち季節的に寄り来る動物の代表例としては、たとえば秋田県のハタハタがあり、そのほかクジラ・イルカ・シユモクザメ、そしてウミガメなどがあつた。

こうした習俗を大阪湾岸のウミガメの場合に即してみると、たとえば右の『兵庫県漁業慣行録』卷七には、明石海峡近くの「江井島村」について、「当村海岸には、年々夏期に至れば、海龜來りて海浜に卵を産む。漁人是れを知る時は、其周囲に注連縄を張り、決して之を取らず。若し之を取るものあらば、暴風起ると信じ居るなり」（片仮名

を平仮名に改め、適宜句読点を付した。以下も同じ）という習俗が紹介されている。

また摂津国菟原郡の蘆屋村あしやに関する、「大亀は漁網を損する事太し。然れ共、鰐を逐ひ来るの恩ありと言ひ、之を捕獲するも、酒を呑ましめて放流するの例あり」（卷四）と書かれる。

さらに神戸市長田区駒ヶ林浜の戎神社の境内に「大海亀之靈」を祀る碑（一九四四年建立）、淡路島の南あわじ市阿万西町あまに三基の「御亀塚」、その西隣りの吹上浜に一基の「寿亀塚」がある。

聞き取り調査などによると、その多くは漂着したウミガメの死骸を丁重に埋葬し、その靈を祀るために建立されたという。

一方、古代の史料に眼をやると、『紀』の山幸彦の「海神宮」への訪問譚では、和迩（サメ）を中心とする何種類かの生き物が登場する。そのなかの一つとして、山幸彦の子を宿した海神の娘、豊玉姫を地上に運ぶのが「大亀」であった。同書の神代一〇段の一書の第三では、「豊玉姫自馭マサニシテ大亀」、「将女弟玉依姫」、「光レ海來到」と記されている。

また『丹後國風土記』逸文の「浦島子」の話では、ウミガメは今度は逆に、浦島子を背に乗せ、海中の「仙都」へ連れて行つたと描かれている。やがてそれは神の女むすめ、亀比売カミコモリだつたと判明する筋立てになつている（『釈日本紀』一二二）。

このように、明石海峡付近の浜辺では今でも上陸・産卵がみられる事実、またいくつかの民俗事例と文献史料を踏まえると、古代の当地の海人は、ウミガメを寄り物として扱い、槁根津日子がウミガメの背に乗つて現れたという伝承は、こうした接し方を反映させたものだと考えられる。

とくに山幸彦と浦島子の話にもとづけば、この地域のウミガメは、信仰の対象、すなわち海底の「海神宮」と人間の世界と往来する、神の化身として迎えられ、海人の共同祭祀の対象になつていた可能性が高い。

これに関連して明石郡垂水の式内社、「海神社三座」前の浜辺での産卵をめぐる、ある古老人の証言は注目に値する。それによると、かつてここでウミガメが産卵し始めると、神職がすぐに駆けつけて立会い、産卵場所に竹竿で注連縄を張り、祓

いの後、祝詞をあげる光景がみられたという。⁽³⁰⁾

この信仰習俗が古代に遡ることを示す史料的裏づけはない。しかし当社は海中の三神、「底津」「中津」「上津」のワタツミの神を海から迎え入れて祭る、この付近一帯の海洋信仰の中心的神社である。これからして右の光景は、ウミガメを祭祀対象として崇敬する海人たちの、古代以来の流れをくむ神事の名残であるかも知れない。

第二章において、当時の祭祀儀礼において、始祖の話を含む口頭の神話・伝承が、祭りの参加者に対し語られていたと述べた。それはこうしたウミガメの祭りに際してではなかつたろうか。

②寄り物を自らの生活に利用する

第二に、寄り物はもっぱら神聖視されるだけではなかつた。一方でそれは、拾い上げた人びとの暮らしづ生活資料として積極的に利用された。漂着した流木・材木・難破船の残骸などは、住民たちの薪炭などのほか、家屋建築や修築用材として活用された。また生き物の死骸が打ち寄せられた場合、信仰対象であるにもかかわらず、その一部は貴重な蛋白源として食べられた。

『兵庫県漁業慣行録』卷一八には、日本海側の但馬国美含郡切濱村（現在の豊岡市竹野町切濱）での「寄り鯨」をめぐる習俗が載せられている。そこには、「漁夫は鯨魚を戎と唱え、之を崇敬するの風あり。去る天保元年中、本村、字色ヶ崎の海岸へ寄鯨ありて、其長け七尋あり。旧領主出石藩へ届け出て、検査の上、代価百分の一は領主へ納め、其余は皆本村に収入し、又骨は僧を招き、之を供養せし事あり」と記されている。

『兵庫県漁業慣行録』には、ウミガメの肉を食する風の記述はない。しかしこの寄り鯨の場合と同様、漂着死骸、さらには産卵を済ませたウミガメの一部を捕らえ、その肉を食する慣習があつたとみられる。

ここでふたたび久保和士氏の研究成果を紹介すると、古墳時代中頃の大坂湾内の貝塚の遺跡などから、解体痕のあるウミガメ死骸の遺物が出土しているという。⁽³¹⁾これによるとウミガメが、当時の人们の水産食糧資源として利用されていたことは明らかである。

また九世紀の仏教説話集、『日本靈異記』には、

難波津で売買されていたウミガメを「放生」した功徳により報恩を得た、ある僧侶の話がみえる（上十七）。本説話からもウミガメの一部が、売り買いされ、食されていた事実がみえてくる。

要するに、寄り物であるウミガメへの接し方は二面性をもつていた。寄り物は神聖不可侵のものとして絶対視されたわけではなかった。これは日本の在来信仰の大きな特徴である。³² 寄り物を迎える、これを食べる習俗は、漁撈・製塩などの能動的な生産行為とは異なる側面をもつ。しかしこれは海人が、自らの生業・生存の維持をはかるうえで、かなり重要な役割を担っていたと思われる。

とはいってもウミガメは、信仰対象でもあつたから、その捕獲方法には独特の習俗がみられた。

鹿児島県の沖永良部島や、沖縄県の八重山諸島の黒島などでは、上陸したウミガメを浜辺で捕まえる「カメコロガシ」という漁法がある。そこでは興味深い禁忌と作法がかつてあつた。

捕獲する時期は、ウミガメの産卵後に限られ、さらに海に帰る途中、漁師が砂上に襷や帶を敷き、それを跨がせる。そして「越えたが悪い」などの

言葉を発して、その後、捕まえ食べたらしい。³³

この禁忌と作法は、聖なる生き物のウミガメが、俗的な世界への「結界」を越えたことを、可視的に確認しようとする信仰習俗の名残といえよう。

かなり遠方の民俗事例だが、古代の大坂湾岸の海人の間でも、ひとまずこれと似通った習俗があつたと推測しておきたい。

「亀の甲」に乗つて現れたという槁根津日子の伝承は、ウミガメをこのように寄り物として扱う習俗の存在を前提にしていたと考えられる。

おわりに

本稿では、『記』の槁根津日子の伝承を素材にして、古代の大坂湾岸のうち、とくに明石海峡付近の海人の生業・習俗の特質について考えてきた。その結果をまとめると、つぎのとおりである。

第一に、倭直は、先行研究で説かれるように、明石海峡付近を拠点にして、おそらく五世紀代から、難波の住吉の王族らとつながるとともに、大坂湾岸や淡路・阿波に点在する海部たちを、軍事

的に統率する氏族であつた。

第二に、槁根津日子と「速鳥」の伝承からは、右の側面に加え、倭直らが供御用の清浄水を、舟で運搬・貢納する任に編成させていたことが判明する。その前提条件には、彼らの生業の卓越性、すなわち操船の速さが、他者と比べてとくに優れていた事実、また明石海峡など、瀬戸内海の難所や要所の海域情報に通曉していた点があつた。

第三に、古代、中世の「棹」に関する文献史料に眼をやると、それは「舟の前進・転換のため

の船具」「舟の係留や航い用具」「浅瀬の境域や水路の標示手段」「網漁具」など、海人や操船者の生業・生活を成り立たせる、身近な道具として使われていた。槁根津日子という始祖名には、それを巧みに、かつ多様に操る海人の族長の姿が象徴的に示されていた。倭直の一族の間には、その子孫であることを自負する意識があつたと考えられる。

第四に、倭直を含む明石海峡付近の海人は、式内社の海神社前の砂浜で産卵するウミガメを寄り物として迎え入れ、それを祭祀対象として崇敬し

ていた（ウミガメ祭祀）。

しかしその一方、特別な作法を経て、その一部を捕らえ、自らの貴重な蛋白源として摂取していく。これもまた彼らの生存の維持をはかるための重要な慣習の一つであつた。ウミガメを寄り物として扱う、こうした習俗のあり方が、槁根津日子が「亀の甲」に乗つて登場する話の形成につながつたと考えられる。

以上、四つの点を指摘して、ひとまずここで擱筆したい。

（附記）本稿の執筆にあたり、保立道久、古市晃、垣内章、中村弘、平石充の各氏から、貴重な情報提供を賜つた。ここにあづく御礼申し上げます。

（1）古市晃『国家形成期の王宮と地域社会——記紀・風土記の再解釈——』第Ⅱ部「第三章「倭直の始祖伝承に関する基礎的考察」（塙書房、二〇一九年。初出は二〇一三年）。

（2）志田諱一『古代氏族の性格と伝承』第五章二「倭直」（雄山閣、一九八五年）。

（3）古市註（1）前掲論文、井上勝博「倭直の拠点をめぐつて」（明石市史編さん委員会編『明石の歴史』一、二〇一八年）。

(4) 岡田精司『古代王権の祭祀と神話』第Ⅱ部・第三「河内大王家の成立」(塙書房、一九七〇年。初出は一九六八年)。

(5) 直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』IV・三「古代の淡路と大和朝廷」(塙書房、一九七五年。初出は一九七〇年)。

(6) 拙稿「[国生み] 神話と淡路の海人の習俗」(『ひようご歴史研究室紀要』三、二〇一八年)。

(7) 青木和夫・石母田正・小林芳規・佐伯有清校注『古事記』(岩波書店、一九八二年)、三六四頁など。

(8) 拙稿「古代の神話と口承の祭祀儀礼」(『歴史評論』七八六、二〇一五年)、註(6)前掲拙稿など。

(9) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇四(吉川弘文館、一九八一年)、八五頁。

(10) 『本居宣長全集』一〇(筑摩書房、一九六八年)、三三八頁。

(11) 西宮一民校注『古事記』(新潮社、一九七九年)、一〇九頁。

(12) 八世紀半ば頃の『続日本紀』の実録的史料にも、

遣唐使船の船名として、「播磨」と「速鳥」が並んで登場している(同、天平宝字二年(七五八)三月丁亥条)。これからみて『播磨國風土記』逸文の速鳥の伝承が、その後、永く存続したことが判明する。

(13) 佐原真・春成秀爾『歴史発掘⑤ 原始絵画』(講談社、一九九七年)、寺沢薰『弥生時代政治史研究』(山川

青銅器のマツリと政治社会』第一部・第三章「銅鐸」の図像考(I)——鷦と魚とシャーマンと——(吉川弘文館、二〇一〇年。初出は一九九四年)。

(14) 平林章仁『鹿と鳥の文化史(新装版)——古代日本の儀礼と呪術』(第四章「喪葬と鳥」(白水社、二〇一一年)。平林氏は槁根津日子を、「海神の靈を体現した鳥装シャマンを思わせる」と記している(同、一一七頁)。

(15) 淀江町埋蔵文化財調査報告書五五『日吉塚古墳』(淀江町教育委員会、一二〇〇三年)。

(16) 註(11)西宮前掲書、三六三頁。

(17) 三品彰英『三品彰英論文集』一(日本神話論)「神武伝説の形成」(平凡社、一九七〇年)。

(18) 註(6)前掲拙稿。

(19) 『出雲国風土記』意宇郡条の冒頭の国引き神話にも「加志」が登場する。神話のなかでそれは、国を引っ張る綱をかける杭(支柱)として扱われ、たとえば、「以<此而、堅立加志者、石見国与<出雲国>之堺有。名佐比壳山是也。亦持引綱者、薗之長浜是也」とある。

(20) この点については垣内章氏のご教示を得た。

(21) 今津勝紀「古代播磨の「息長」伝承をめぐつて」(『日本史研究』五〇〇、一〇〇四年)。

(22) 保立道久「中世前期の漁業と庄園制——河海領有と漁民身分をめぐつて——」(『歴史評論』三七六、一九八一年)。

(23) 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編『古代氏文集』(山川

出版社、二〇一二年)。

- (24) 『坂本太郎著作集』四（風土記と万葉集）第三編
四「『住吉大社神代記』について」（吉川弘文館、一
九八八年。初出は一九八三年)。

(25) 註(6)前掲拙稿。

(26) 湯浅照弘『岡山県漁業民俗断片録』（海面書房、一
九七七年）。湯浅氏によると、檜木網漁の棹材は、檜
の木を用いることが多く、やはり棹立ての作業は、
「棟領」の掛け声によって差配されていたという。

(27) 註(22)前掲保立論文、二九頁

(28) 久保和士『動物と人間の考古学』第一部一「考古
資料からみた水産食料と漁業——原始から中世——」
(真陽社、一九九九年。初出は一九九二年)、一一〇頁。

(29) 拙稿「古代の大坂湾にやつて來ていたもの——ウ
ミガメの上陸・産卵——」（『歴史文化に基づきおいた
地域社会形成のための自治体等との連携事業』三、
神戸大学文学部、二〇〇五年)。

(30) 註(29)前掲拙稿。

(31) 註(28)前掲久保論文。

(32) 註(29)前掲拙稿。

(33) 川崎晃稔「海龜の民俗」（大林太良編『海と列島文
化』五（隼人世界の島々）、小学館、一九九〇年)。